平成２３年（フ）第１３３号
熊本県八代市坂本町鎌瀬193番地
債務者　山田　　篤
1　決定年月日時　平成23年12月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月15日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月15日午前11時
熊本地方裁判所八代支部

平成２３年（フ）第３２７号
釧路市緑ケ岡２丁目21番18号
債務者　中野渡喜彦
1　決定年月日時　平成23年12月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月20日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月22日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２３年（フ）第３８２号
香川県高松市郷東町580番地
債務者　香川　義春
1　決定年月日時　平成23年12月27日午後３時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月21日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月７日午後２時30分
高松地方裁判所破産・再生係

平成２３年（フ）第３３号
岩手県宮古市八木沢２丁目８番４号　八木沢公園仮設住宅２棟３号、住民票上の住所岩手県宮古市金浜第４地割24番地３　川村方
債務者　佐藤　明子
1　決定年月日時　平成23年12月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月23日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月24日午前10時30分
盛岡地方裁判所宮古支部

平成２３年（フ）第１６７号
栃木県栃木市大平町伯仲2672番地１　カーサ・ベル・大平Ｂ―219、従前の住所栃木県下野市下古山3003番地47
債務者　角田　　清
1　決定年月日時　平成23年12月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月23日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月24日午後１時30分
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２３年（フ）第１６８号
栃木県栃木市大平町伯仲2672番地１　カーサ・ベル・大平Ｂ―219、従前の住所栃木県下野市下古山3003番地47
債務者　角田由美枝
1　決定年月日時　平成23年12月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月23日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月24日午後１時30分
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２３年（フ）第１６３８号
東京都八王子市鑓水２丁目2722番地９パークヒルＡ101号
債務者　藤木　康宏
1　決定年月日時　平成23年12月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月23日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月23日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第５４号
島根県鹿足郡吉賀町柿木村木部谷513番地
債務者　村上　勝彦
1　決定年月日時　平成23年12月27日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月23日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月23日午後１時15分
松江地方裁判所益田支部

平成２３年（フ）第７５号
愛媛県大洲市新谷乙718番地第６
債務者　羽座川　覚
1　決定年月日時　平成23年12月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月23日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月24日午前10時
松山地方裁判所大洲支部

平成２３年（フ）第５８号
熊本県天草市牛深町3474番地２　公団６―５―２
債務者　橋本　仁美（旧姓井土下）
1　決定年月日時　平成23年12月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月23日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月23日午後１時30分
熊本地方裁判所天草支部

破産手続終結

平成２０年（フ）第２７２号
宮崎県延岡市石田町4428番地の１
破産者　興栄産業株式会社
1　決定年月日　平成23年12月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
宮崎地方裁判所破産係

破産手続終結及び免責許可決定

平成２３年（フ）第２５２号
福岡市博多区諸岡３丁目27番40―703号、開始決定時の住所福岡市博多区那珂４丁目22番22―605号
破産者　武生　次弘
1　決定年月日　平成23年12月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２５８号
福岡市中央区高砂２―15―10シティマンション高砂102号室、住民票上の住所熊本市新大江３丁目９番33号
破産者　佐藤　亮治
1　決定年月日　平成23年12月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２８６９号
福岡市早良区百道１丁目１番33―301号
破産者　田中　公子
1　決定年月日　平成23年12月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第９５１号
福岡県古賀市天神６丁目20番８号
破産者　梶原　芳明
1　決定年月日　平成23年12月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２９号
山口県山陽小野田市大字厚狭1017―１　成松ハイツⅡ11号、開始決定時の住所山口県宇部市大字上宇部754番地３
破産者　上田　憲秀
1　決定年月日　平成23年12月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所宇部支部